

介護職場における実務者研修代替職員確保支援事業実施要領

(目的)

第1条 現に雇用する介護サービスに従事する職員（以下、「現任介護職員」という。）に対して、介護福祉士国家試験の受験要件である実務者研修を受講させる場合に、必要となる代替職員の確保を支援することにより、職員の資格取得を支援し、介護サービスの向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、介護分野の法人又は事業所（以下、「法人等」という。）とする。

(対象職員)

第3条 本事業の対象となる現任介護職員は、以下のいずれかに該当する事業所等における職員（事務職員は除く。）とする。ただし、同一法人においては、同じ職員について一回を超えて対象とすることはできない。

- (1) 介護保険法に基づく指定介護サービス施設又は事業所
- (2) その他の介護職員の配置が必要となる施設又は事業所

(対象日数)

第4条 本事業の補助費算定の基となる対象日数は、実務者研修受講に必要な次に掲げる日数の合計とする。

- (1) 通信制による実務者研修のスクーリングにおいて、現に養成施設又は演習実施会場（以下、「養成施設等」とする。）へ通学する日数
- (2) 養成施設等への移動に必要な日数（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域（以下、「過疎地域等」という。）に所在する施設又は事務所に限る）

(対象経費)

第5条 本事業の補助費算定の基となる対象経費は、代替職員にかかる以下の経費の合計額とする。

- 1 法人等が代替職員を直接雇用する場合
 - (1) 賃金（賞与を除く）
 - (2) 通勤手当等の諸手当
 - (3) 法定福利費（事業主負担分を含む）
- 2 法人等が代替職員の派遣を受ける場合
 - (1) 代替職員の派遣に当たり派遣元企業等に支払う料金
- 3 対象職員一人当たりの第1項及び第2項にかかる経費の一日当たりの合計額の上限は、過疎地域等以外に所在する施設・事業所においては1万円、過疎地域等にあつては1万5千円とする。

(代替職員確保)

第6条 代替職員の雇用に係る人数については、第4条に掲げる対象日数と整合するのであれば、研修を受講する現任介護職員の人数と代替職員の人数が必ずしも一致する必要はない。

- 2 雇用にかかる期間については、超過分を事業所等が自ら経費負担することにより、第5条に掲げる補助費算定の基となる日数を超えて雇用しても差し支えない。
- 3 代替職員については、既に法人等において雇用している職員を充てることができる。その場合、労働基準法で定められている法定労働時間等を遵守すること。

(経費の負担)

第7条 この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、知事が別に定める「福祉人材確保対策支援事業費補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

附則 本要領は、平成28年10月7日から施行する。

附則 本要領は、令和3年4月1日から施行する。